

(単年度テーマ) 日本及び各国の画像デザイン保護制度に関する調査研究

2014 年度意匠委員会第一小委員会

米国、欧州共同体、韓国および中国の画像デザインの保護制度を、日本の制度と比較できるよう一覧にしました。

なお、当該リストは委員会メンバーで調査した情報に基づき作成したものです。企業内でご活用いただければ幸いです。

以上

画像デザインの保護制度		日本	米国	欧州共同体	韓国	中国
実体審査の有無		あり	あり	なし	あり(一部審査あり)	なし
侵害判断時の有効性		一般的に、無審査主義国においては、権利の信頼性及び安定性が低いため、意匠登録の有効性を十分に確認する必要がある				
物品との一体性		要 (物品の部分として登録可)	要 (物品の部分として登録可)	不要	要 (物品の部分として登録可)	要 (物品の全体意匠としてのみ登録可 物品の部分としての登録は不可)
物品名・タイトル		画像意匠が表示される機器の名称を物品名とする	「GUIを表示したディスプレイパネル」、「アイコンを表示したディスプレイパネル」のようなタイトルが主流 画像の物品名で使用できるのは「ディスプレイ」または「スクリーン」くらいで自由度はない	分類付与に支障がなければ、細かい制約はない ※日本への意匠出願のように、製品名を『携帯電話』としてアイコンを部分意匠として意匠出願することができる	「画像デザインが表示されたディスプレイパネル」のように記載する。各種機器の具体的な名称を記載する必要はなくなった。(2014.1.1 審査基準改正)	画像が表示される機器の名称を物品名とする なお、「GUIを表示したディスプレイパネル」、「アイコンを表示したディスプレイパネル」のようなタイトルが多い
「非類似物品」への権利行使		不可	可 ・表示機→デジタルカメラ 問題なく権利行使できる ・表示機→Tシャツの柄 Ordinary observer testにより、需要者の混同を招くかどうかでできる場合がある	可 表示機→Tシャツの柄 問題なく権利行使できる	不可 審査基準上、具体的機器の別を問わない 「ディスプレイパネル」に表示された意匠として出願できるようになったが(2013.11.27 審査基準改正)、同審査基準に照らし実質的に非類似の物品に対しても権利行使が可能なのではないかとする一部意見も存在するものの、権利行使時、物品が同一・類似でなければならぬという法規定に基づいてみると、その妥当性は希薄なものとする ※「画像デザインが表示されたディスプレイパネル」のような登録がされた場合、果たしてどの物品まで権利行使可能かは今後の判決例を見守るしかない(添付資料をご確認ください)	不明 (最高人民法院2009年の司法解釈の第11条に「登録意匠におけるその他の設計特徴に対して、登録意匠の既存設計と区別される設計特徴より大きな影響を与える」という規定があり、つまり、登録した意匠権におけるGUI以外の部分が既存設計であることを証明できれば、比較時に、GUIをメインに考慮すべきです。つまり、「非類似物品」への権利行使も可能とも考えられる)
物品の機能・操作に係る画像であることを要件とするか		必要 (意匠法2条1項、2項に該当する意匠であること。詳細は審査基準7部4章「画像を含む意匠」を参照のこと)	不要 ただし、クレームに記載した場合は考慮される ※機能・操作が不明でも登録された事例D716,342	不要 日本とは異なり、機能・操作に係る画像であることを要件としない。仮に、日本への意匠出願のように、機能・操作について説明した場合であっても、権利範囲に影響を与えない	不要	必要 (ただし、法上必要とは明記されておらず、審査指南から必要と解釈される ①人とコンピューターの相互作用関連性があること(人と機械の間で一定の対話型操作を通して情報を伝達する過程と関連性があること) ②製品の機能の実現と関連性があること)
多意匠一出願		不可	可 実質的同一の範囲における複数実施例を一出願に包含可	可 同一ロカールノ分類において意匠数に制限なく併合可	可 同一ロカールノ分類において100意匠まで併合可	可 類似意匠10件まで一出願に併合可
関連(類似)意匠登録		可	可 実質的同一の範囲における複数実施例を一出願に包含可	不可	可	可 類似意匠10件まで一出願に併合可
文字の取り扱い	権利範囲に影響するか?	情報伝達のためだけに使用されていれば意匠を構成しないものとして取り扱われる	実線で表わせば、意匠の構成要素(形状)として取り扱われる 写真で出願する場合、文字が写っている場合はディスクレームしないといけない	実線で表わせば、意匠の構成要素として取り扱われる 例えば実線で表された文字(例えば、ペットボトルに商品名が実線であらわされている場合)、権利範囲がその分限定されてしまう	文字が物品を飾る機能をする場合、意匠を構成するものと取扱う ただし、文字が専ら情報伝達のために使用される場合、(例:文字が表示された携帯電話機等)は意匠を構成するものと見なさない	影響する。特許法第59条「意匠特許権の保護範囲は、図面又は写真が示す当該製品の意匠を基準とし、簡単な説明は、図面又は写真が示す当該製品に意匠の解釈に用いることができる」
	権利範囲に影響する場合、「その文字そのもの」か、「その部分に何かある」程度か?	文字が模様として認められれば模様として評価され、情報伝達のみと認められれば模様との評価とはならない。	実線で表せば、「文字そのもの」の形態	原則、権利範囲の一部となる。 明確な手引きや判例はありません。意匠図面においての一般的な原則は、破線などで表された意匠登録を受けようとする部分に表わされるものは権利範囲の一部になります。	文字に装飾的機能があれば権利範囲となり、情報伝達のみであれば権利範囲とされない。 図面に含まれる文字に装飾的な機能のみがある場合には文字自体が権利範囲の一部になり得ます。しかし、一般的に文字は装飾的機能と同時に情報伝達機能を備える場合が大部分なので、そのような場合には、文字自体は考慮されず、何かがその部分に存在するといった程度に考えられて審査されることもあります。	不明
	文字が「外国語」と「現地語」で何か違いはあるか?	特になし	特になし	願書に記載された言語以外の外国語の場合、模様として判断される。ただし、見た目では判断し、意味は考慮されない	特になし 審査基準では物品に表現された文字の取り扱いと関連して、①文字に該当しても物品を飾る機能のみをすとか、②情報伝達の機能とともに物品を飾る機能を共にする場合は、模様と見ている	不明
色付きのメリット・デメリット		一般的に、いずれの国においても、形状と比較して、色彩が類否に与える影響は小さいと考えられる ただし、2次元意匠(画像意匠を含む)と3次元意匠を比較した場合、2次元意匠の方が、色彩によって類似範囲の広狭や登録性に影響を受ける可能性がやや高いのではないかと推測される 中国のみ デメリット:色付きの場合に、比較要素を一つ増えるため、保護範囲が狭くなる メリット:権利がより安定になると考えられる				
遷移する画像		動的意匠として登録可(同一機能のための画像であって、かつ形態的な関連性があること)	動的意匠として登録可	動的意匠として登録可 ※願書に、NOTEとしてanimationである旨を記載する	動的意匠として登録可	動的意匠として登録可

画像デザインと物品の関連性	実体審査段階	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の部分として登録 ・操作の用に供する画像等を保護 ・物品の類否は意匠の範囲に影響あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の部分として登録可 ・物品の操作の用に供しない画像等でも保護可能 ・物品の類否は意匠の範囲に影響なし 	原則として物品に限定されない	あり(一部審査あり)	なし
	有効性/侵害判断時	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の部分として登録 ・操作の用に供する画像等を保護 ・物品の類否は意匠の範囲に影響あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の部分として登録可 ・物品の操作の用に供しない画像等でも保護可能 ・物品の類否は意匠の範囲に影響なし 	異なる意匠分野に由来する先行技術は共同体意匠の無効性異議申立中の有効な先行技術となり得る	不明	同一又は類似する種類の製品における現有設計との比較」では、画像デザインの類否判断が行われる際、物品の他の部分がありふれている場合、画像デザインを中心に類否が判断される (20140501改正審査指南 第4部第5章 6.1)
意匠権以外の保護方法		<p>特許権、商標権、著作権で保護できる場合もある</p> <p>※可能性としては不競法で保護できる場合もあると思料致します(無体物を商品の形態と認めうる判決例として、東京高裁判決 平成5.12.24 判例時報1505号136頁「リュウミンL-KL 二審事件」があるようです。(大家重夫「タイプフェイスのデータベース化について」コピライト460(1999)52頁)</p>	<p>特許権、商標権、著作権で保護できる場合もある。さらに、画像によっては商標権やトレードドレスで保護できる可能性がある</p>	特許権、商標権、著作権で保護できる場合もある	特許権、商標権、著作権で保護できる場合もある	特許権、商標権、著作権で保護できる場合もある
特許庁ウェブサイトを利用した画像意匠の検索方法	<p>現行日本意匠分類の末尾にアルファベットの「w」を付けることによって、当該分類における画像意匠を抽出できる。</p> <p>特許情報プラットフォーム(無料) HYPAT-i(有料) Orbit.com 意匠モジュール(有料) Shareresearch 意匠オプション(有料)</p>	<p>USPTOウェブサイト(無料) HYPAT-i(有料) Orbit.com 意匠モジュール(有料) Shareresearch 意匠オプション(有料) 添付資料3参照</p>	<p>OHIMのウェブサイト (https://www.tmdn.org/tmdsview-web/welcome)にてロカルノクラス別で検索することができます。</p> <p>ロカルノクラス:14-04を検索することをお薦めします Orbit.com 意匠モジュール(有料)</p>	<p>デザイン権の調査サイトは、無料の韓国特許庁の検索サイトである www.kipris.or.krを利用する方法、及びその他有料の私設会社であるウィブス(www.wipson.co.kr)等のデータベースを利用する方法があります。</p> <p>KIPRIS (韓国特許情報院) http://eng.kipris.or.kr/enghome/main.jsp</p>	<p>中国特許庁専利検索サイト(無料) Shareresearch 意匠オプション(有料)</p>	
クリアランス調査の方法						